

## 山梨県予防接種事故対策費負担（補助）金交付要綱

### （趣旨）

第1条 市町村が予防接種による健康被害者を救済することを目的として実施した事業に対し知事が交付する負担（補助）金については、予防接種法（昭和23年法律第68号）、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号。以下「昭和51年一部改正法」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の対象）

第2条 この負担（補助）金は、次の事業を交付の対象とする。

#### （1）負担金

予防接種事故救済給付事業

予防接種法第15条第1項及び昭和51年一部改正法附則第3条第1項の規定による予防接種健康被害者に対する給付事業

#### （2）補助金

予防接種事故発生調査事業

昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」の第10及び平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱」の第4の2により市町村において設置された予防接種健康被害調査委員会（以下「調査委員会」という。）が行う予防接種による健康被害に関する調査事業

### （交付額の算定方法）

第3条 この負担（補助）金の交付額は、次の表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額と、当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に補助率4分の3を乗じて得た額を交付額とする。ただし、第2条の（2）の事業については、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
予防接種事故救済給付事業	予防接種法第15条第1項及び昭和51年一部改正法附則第3条第1項の規定による給付に要した額	A類疾病に係る医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料、介護加算額及びB類疾病に係る医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の給付に必要な補償、補填及び賠償金等
予防接種事故発生調査事業	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱に定める額×事故調査件数	予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費）、使用料及び賃借料

### （交付の条件）

第4条 知事は、この負担（補助）金の交付の決定をする場合においては、次の条件を付するものとする。

- （1）負担金と補助金との間の経費の配分の変更は認めない。
- （2）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに

知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 負担（補助）金と負担（補助）事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした山梨県予防接種事故対策費負担（補助）金調書（様式第1号）を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

第5条 市町村長は、この負担（補助）金の交付を受けようとするときは、山梨県予防接種対策費負担（補助）金交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

（変更申請）

第6条 市町村長は、この負担（補助）金の交付決定後の事情の変更により変更交付申請を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。なお、変更交付申請時の添付書類のうち、当初交付申請時と内容に変更がないものについては、省略することができる。

（負担（補助）金の交付方法）

第7条 この負担（補助）金は、事業終了後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払により交付することができる。

2 前項ただし書きの規定により負担（補助）金の概算払を受けようとする市町村長は、山梨県予防接種事故対策費負担（補助）金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、山梨県予防接種事故対策費負担（補助）金事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、事業の完了した日から1箇月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、負担（補助）金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年3月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年12月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年9月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。